

## 十日町市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和4年11月4日

十日町市監査委員 水落 雅史  
十日町市監査委員 遠田 延雄

### 監査結果報告

地方自治法第199条第7項に規定する財政援助団体等監査を十日町市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその監査の結果について報告します。

#### 記

##### 1 監査対象

特定非営利活動法人 GGG  
管理施設名 ①清田山キャンプ場 ②重地大池自然観察広場  
③十日町市田代七ツ釜公園

##### 2 監査の着眼点

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が交付等の目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

##### 3 監査の主な実施内容

会計帳簿・証拠書類との照合のほか、関係者の説明を聴取した。

##### 4 監査の実施場所及び期間

実施場所 十日町市監査委員事務局事務室及び清田山キャンプ場  
予備監査 令和4年9月12日から令和4年10月7日  
本監査 令和4年10月11日

##### 5 監査の結果

出納、その他の事務について監査をした結果、おおむね適正に行われていた。  
なお、一部改善すべき点が認められたので、事務処理の適正化に一層努力されたい。

##### 6 意見

- ・市が支出する指定管理委託料の金額妥当性を判断するために、指定管理者に於いてパソコン、事務所、車両の賃貸借料の積算根拠を整理されたい。
- ・施設にある備品について、市と指定管理者の備品の区分けがされていない。所管課と共通認識を持ち、備品台帳の整理をされたい。
- ・所管課においては、指定管理者と連携を図りながら、指定管理者に対して適切な管理・助言指導を行うよう要望する。

今後も地域の資源である豊かな里山の自然や施設を活用し、更なる地域振興及び活性化に寄与することを期待する。